

(参考：改正後全文)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、
設備及び運営に関する基準

(平成十八年九月二十九日)
(厚生労働省令第百七十一号)

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十条第一項第二号イ及び第四十三条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)の全部を改正する省令を次のように定める。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、
設備及び運営に関する基準

目 次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護

- 第一節 基本方針(第四条)
- 第二節 人員に関する基準(第五条—第七条)
- 第三節 設備に関する基準(第八条)
- 第四節 運営に関する基準(第九条—第四十三条)
- 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十四条—第四十八条)

第三章 療養介護

- 第一節 基本方針(第四十九条)
- 第二節 人員に関する基準(第五十条・第五十一条)
- 第三節 設備に関する基準(第五十二条)
- 第四節 運営に関する基準(第五十三条—第七十六条)

第四章 生活介護

- 第一節 基本方針(第七十七条)
- 第二節 人員に関する基準(第七十八条—第八十条)
- 第三節 設備に関する基準(第八十一条)
- 第四節 運営に関する基準(第八十二条—第九十三条)
- 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十四条・第九十五条)

第五章 児童デイサービス

- 第一節 基本方針(第九十六条)
- 第二節 人員に関する基準(第九十七条・第九十八条)
- 第三節 設備に関する基準(第九十九条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百条—第一百七条)
- 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第一百八条—第一百十三条)

第六章 短期入所

- 第一節 基本方針(第一百四条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百十五条・第一百十六条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百十七条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百十八条—第一百二十五条)

第七章 重度障害者等包括支援

- 第一節 基本方針(第一百二十六条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百二十七条・第一百二十八条)

- 第三節 設備に関する基準(第百二十九条)
- 第四節 運営に関する基準(第百三十条一第百三十六条)

第八章 共同生活介護

- 第一節 基本方針(第百三十七条)
- 第二節 人員に関する基準(第百三十八条・第百三十九条)
- 第三節 設備に関する基準(第百四十条)
- 第四節 運営に関する基準(第百四十二条一第百五十四条)

第九章 自立訓練(機能訓練)

- 第一節 基本方針(第百五十五条)
- 第二節 人員に関する基準(第百五十六条・第百五十七条)
- 第三節 設備に関する基準(第百五十八条)
- 第四節 運営に関する基準(第百五十九条一第百六十二条)
- 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百六十三条・第百六十四条)

第十章 自立訓練(生活訓練)

- 第一節 基本方針(第百六十五条)
- 第二節 人員に関する基準(第百六十六条・第百六十七条)
- 第三節 設備に関する基準(第百六十八条)
- 第四節 運営に関する基準(第百六十九条一第百七十二条)
- 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百七十二条・第百七十三条)

第十一章 就労移行支援

- 第一節 基本方針(第百七十四条)
- 第二節 人員に関する基準(第百七十五条一第百七十七条)
- 第三節 設備に関する基準(第百七十八条・第百七十九条)
- 第四節 運営に関する基準(第百八十一条一第百八十四条)

第十二章 就労継続支援 A型

- 第一節 基本方針(第百八十五条)
- 第二節 人員に関する基準(第百八十六条・第百八十七条)
- 第三節 設備に関する基準(第百八十八条)
- 第四節 運営に関する基準(第百八十九条一第百九十七条)

第十三章 就労継続支援 B型

- 第一節 基本方針(第百九十八条)
- 第二節 人員に関する基準(第百九十九条)
- 第三節 設備に関する基準(第二百条)
- 第四節 運営に関する基準(第二百一条・第二百二条)
- 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二百三条一第二百六条)

第十四章 共同生活援助

- 第一節 基本方針(第二百七条)
- 第二節 人員に関する基準(第二百八条・第二百九条)
- 第三節 設備に関する基準(第二百十条)
- 第四節 運営に関する基準(第二百十一条一第二百十三条)

第十五章 多機能型に関する特例(第二百十四条一第二百十六条)

第十六章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第二百十七条・第二百十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十三条第一項の基準及び同条第二項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第三十条第一項第二号イの基準該当事業所が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- 二 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。
- 三 支給決定障害者等 法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。
- 四 支給量 法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。
- 五 受給者証 法第二十二条第五項に規定する受給者証をいう。
- 六 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- 七 指定障害福祉サービス事業者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- 八 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- 九 指定障害福祉サービス 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- 十 指定障害福祉サービス等 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- 十一 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。)を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。
- 十二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- 十三 法定代理受領 法第二十九条第五項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者(法第二十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。)が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。
- 十四 基準該当障害福祉サービス 法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
- 十五 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 十六 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第九十六条に規定する指定児童デイサービスの事業、第一百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第一百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第一百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第一百八十五条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第一百九十八条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業のうち二以上の事業を一体的に行うことをいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護

第一節 基本方針

第四条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 3 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下の節及び第四節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

(平二一厚労令五六・一部改正)

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の

職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第七条 前二条の規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第八条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十二条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示す

る受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十五条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求める能够性があるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、

支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十一条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十四条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十五条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第二十六条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下の節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介

護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第二十八条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならぬ。

- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要な事項

(介護等の総合的な提供)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十六条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければなければならない。

(情報の提供等)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用する者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十二条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十三条 第九条から第四十二条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十五条」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時ににおける移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第九条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十二条までの規定は、行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四十四条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、三人以上とする。

2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十五条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十六条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十七条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
 - 二 当該居宅介護が第四十四条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合
- 2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十六条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

第四十八条 第四条第一項及び前節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

- 2 第四条第二項及び第三項並びに前節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるもの

とする。

第三章 療養介護

第一節 基本方針

第四十九条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- 二 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上
- 三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- 四 サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第五十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

- 第五十二条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

第五十三条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第五十三条の二 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(平二一厚労令五六・追加)

(利用者負担額等の受領)

第五十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

- 3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 指定療養介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 5 指定療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第五十五条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第五十六条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、第五十四条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十七条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第五十八条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第五十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第六十条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第六十一条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第六十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第六十三条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第六十四条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第六十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第六十六条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第七十二条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービス利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第六十八条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第七十一条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第七十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者

行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第七十四条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十五条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第五十八条第一項に規定する療養介護計画
- 二 第五十三条の二第一項に規定するサービスの提供の記録
- 三 第六十五条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(平二一厚労令五六・一部改正)

(準用)

第七十六条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条から第四十条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第四章 生活介護

第一節 基本方針

第七十七条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創造的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第九章及び第十章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。

- (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上
 - (2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上
 - (3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上
 - ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。
 - ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
 - ニ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。
 - 三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

- 第七十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

- 第八十条 第五十一条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

- 第八十一条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。
- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 訓練・作業室
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

- 第八十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 創作的活動に係る材料費
 - 三 日用品費
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの
- 5 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

- 第八十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

- 第八十四条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。
- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

- 第八十五条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

- 第八十六条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、

提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第八十七条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第八十八条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第八十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第九十二条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要な事項

(衛生管理等)

第九十条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第九十一条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第九十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(準用)

第九十三条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで及び第七十三条から第七十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十二条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十三条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第九十三条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第九十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第九十三条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第九十三条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第九十四条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供すること。
- 二 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第九十五条 第八十二条第二項から第六項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第五章 児童デイサービス

第一節 基本方針

第九十六条 児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス(以下「指定児童デイサービス」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応

することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第九十七条 指定児童デイサービスの事業を行う者(以下「指定児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、指定児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。
 - イ 障害児の数が十までは、二以上
 - ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 二 サービス管理責任者 指定児童デイサービス事業所ごとに、一以上
- 2 前項の指定児童デイサービスの単位は、指定児童デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 3 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第九十八条 第六条及び第七十九条の規定は、指定児童デイサービスの事業について準用する。
(平二〇厚労令八二・一部改正)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十九条 指定児童デイサービス事業所は、指導訓練室を有するほか、指定児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する指定児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第一百条 指定児童デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(利用者負担額等の受領)

第一百一条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者(法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)から当該指定児童デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から当該指定児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定保護者に負担させることが適當と認められるものの支払を当該支給決定保護者から受けることができる。
- 4 指定児童デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者の同意を得なければならない。

(指定児童デイサービスの基本取扱方針)

第百二条 指定児童デイサービスは、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、適切に提供されなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、その提供する指定児童デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定児童デイサービスの具体的取扱方針)

第百三条 指定児童デイサービス事業所の従業者が提供する指定児童デイサービスの方針は、次の各号に掲げるとところによるものとする。

- 一 指定児童デイサービスの提供に当たっては、第百七条において準用する第五十八条第一項に規定する児童デイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に行うこと。
- 二 指定児童デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定児童デイサービスの提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定児童デイサービスの提供ができる体制を整えること。

(運営規程)

第百四条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童デイサービスの内容並びに支給決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要な事項

(非常災害対策)

第百五条 指定児童デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第百六条 指定児童デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第百七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第四十二条まで、第五十八条、第五十九条、第六十六条、

第六十八条及び第六十九条の規定は、指定児童デイサービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百一条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百一条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「児童デイサービス計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (従業者の員数)

第一百八条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。
 - イ 障害児の数が十までは、二以上
 - ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - 二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上
- 2 前項の基準該当児童デイサービスの単位は、基準該当児童デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備及び備品等)

第一百九条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第一百十条 基準該当児童デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第一百十一条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第四十二条まで、第四十五条、第五十八条、第五十九条、第六十六条、第六十八条、第六十九条並びに第九十六条及び前節(第百条、第一百一条第一項及び第百七条を除く。)の規定は、基準該当児童デイサービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百十一条において準用する第百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百十一条において準用する第百一条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百十一条において準用する第百一条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当児童デイサービス計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百十一条において準用する前条」と、第百三条第一号中「第百七条」とあるのは「第百十一条」と、「児童デイサービス計画」とあるのは「基準該当児童デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第一百十二条 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業所が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限

る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

- 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。次条において同じ。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第一百十三条 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(第一百一条(第一百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

- 一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及びこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六章 短期入所

第一節 基本方針

第一百十四条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百十五条 法第五条第八項に規定する施設(入所によるものに限る。)が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

- 2 法第五条第八項に規定する施設(入所によるものに限る。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。
- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
 - 一 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、第一百三十八条第一項に規定する指

定共同生活介護事業所、第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所(第百九十八条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(入所によるものを除く。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 指定生活介護、指定児童デイサービス、第百三十七条に規定する指定共同生活介護、第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第百八十五条に規定する指定就労継続支援 A 型、第百九十八条に規定する指定就労継続支援 B 型、第二百七条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援(入所によるものを除く。)のサービス提供時間当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 当該日の利用者の数が六以下 一以上

(2) 当該日の利用者の数が七以上 一に当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(1)又は(2)に掲げる数

(平二一厚労令五六・一部改正)

(準用)

第百十六条 第六条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第八項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第四節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第一百八条 指定短期入所の事業を行う者(以下この章において「指定短期入所事業者」という。)は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第一百十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第一百二十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適當と認められるもの

5 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

7 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第一百二十二条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ
適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、
利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように
説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図
らなければならない。

(サービスの提供)

第一百二十三条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立
の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければな
らない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定
短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事
の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第一百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号(第百十五条第二項の規定の適用を受ける施
設にあっては、第三号を除く。)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程
を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービス利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第一百二十五条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同
時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場
合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所にあっては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる
利用者の数
- 三 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(平二一厚労令五六・一部改正)

(準用)

第一百二十六条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二
十三条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、
第六十八条、第七十条、第七十三条、第七十四条、第八十七条、第九十一条、第九十二条及
び第百六条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一
項中「第三十一条」とあるのは「第百二十三条」と、第二十条第二項中「次条第一項」と
あるのは「第百二十条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第
百二十条第二項」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第百二十五条において準用する前
条」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第七章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針

第一百二十六条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要な程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百二十七条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百三十条において同じ。)又は指定障害者支援施設(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)ごとに、サービス提供責任者を一以上置かなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。
- 4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第一百二十八条 第六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第一百二十九条 第八条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第一百三十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第一百三十一条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に隨時対応できる体制を有していなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百三十二条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自

立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(児童デイサービス、短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この省令に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第一百三十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

第一百三十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。
- 5 第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

第一百三十五条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法

- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第一百三十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十四条から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十五条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十六条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百三十六条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

第八章 共同生活介護

第一節 基本方針

第一百三十七条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居(法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。)において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第一百三十八条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
 - イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号。以下この号において「区分省令」という。)第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
 - ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
 - ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
 - ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
- 三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が三十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(管理者)

第一百三十九条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施

設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第一百四十条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。
- 3 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人)以下とすることができる。
- 4 共同生活住居は、一以上のユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 5 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 6 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
- 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができます。
- 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四節 運営に関する基準

(入退居)

第一百四十一条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第一百四十二条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第一百四十三条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において

提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 一 食材料費
- 二 家賃
- 三 光熱水費
- 四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 指定共同生活介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第一百四十四条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(平二一厚労令五六・一部改正)

(指定共同生活介護の取扱方針)

第一百四十五条 指定共同生活介護事業者は、第百五十四条において準用する第五十八条に規定する共同生活介護計画(以下「共同生活介護計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(平二一厚労令五六・一部改正)

(サービス管理責任者の責務)

第一百四十六条 サービス管理責任者は、第百五十四条において準用する第五十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障

- 害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

- 第一百四十七条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第一百四十八条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第一百四十九条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

- 第一百五十条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第一百五十一条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第一百五十二条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第一百五十三条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第一百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条及び第一百六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百四十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百四十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百四十三条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百五十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百五十四条において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百五十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百五十四条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百五十四条」と、第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第九章 自立訓練(機能訓練)

第一節 基本方針

第一百五十五条 自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」といふ。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百五十六条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」といふ。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」といふ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

- ロ 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。
- ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。
- ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。
- 二 サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
イ 利用者の数が六十以下 一以上
ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による指定自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 6 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第一百五十七条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第一百五十八条 第八十二条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第一百五十九条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

- 第一百六十条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。
- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
 - 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならぬ。
 - 4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

- 第一百六十一条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。
- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

- 第一百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十六条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百六十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百六十二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百六十二条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百六十二条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百六十二条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第百六十二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第一百六十三条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」といふ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとす

る。

- 一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供すること。
- 二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百六十四条 第百五十九条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第十章 自立訓練(生活訓練)

第一節 基本方針

第一百六十五条 自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第二号に規定する者に対して、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百六十六条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 生活支援員 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上
イ ロに掲げる利用者以外の利用者
ロ 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練))のうち、規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るもの(以下同じ。)の利用者
 - 二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、一以上
 - 三 サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
イ 利用者の数が六十以下 一以上
ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ一以上と

する。

- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 4 第一項(第二項において読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第一百六十七条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第一百六十八条 指定自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 訓練・作業室
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。
 - 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。
 - ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。
- 4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第四節 運営に関する基準

第一百六十九条 削除

(平二一厚労令五六)

(サービスの提供の記録)

第一百六十九条の二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型

自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなければならない。
(平二一厚労令五六・追加)

(利用者負担額等の受領)

第一百七十条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けた建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 7 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第一百七十条の二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第五十八条第一項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画

二 第百六十九条の二第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

三 次条において準用する第八十八条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(平二一厚労令五六・追加)

(準用)

第一百七十七条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十六条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条、第百四十四条、第百六十条及び第百六十一条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百七十条第一項から第四項まで」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百七十条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百七十条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「「第百六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百七十条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百七十条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百七十条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第百七十条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第百七十条において準用する前条」と、第百四十四条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第一百七十二条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」といふ。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」といふ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供すること。
- 二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百七十三条 第百五十九条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十一章 就労移行支援

第一節 基本方針

第一百七十四条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の九に規定する者に対して、規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百七十五条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 職業指導員及び生活支援員
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
 - ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
 - ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
- 二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
- 三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第一百七十六条 前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 職業指導員及び生活支援員
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
 - ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
 - ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
- ニ サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ごとに一を加えて得た数以上

- 2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

(準用)

第一百七十七条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第七十九条の規定は、適用しない。

第三節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第一百七十八条 次条において準用する第八十一条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

第一百七十九条 第八十一条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実習の実施)

第一百八十条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第一百八十四条において準用する第五十八条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(平一九厚労令四三・一部改正)

(求職活動の支援等の実施)

第一百八十二条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(平一九厚労令四三・一部改正)

(職場への定着のための支援の実施)

第一百八十三条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第一百八十四条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(準用)

第一百八十五条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条、第百四十四条、第百五十九条及び第百六十条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第

三十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百五十九条第一項」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十四条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第百八十四条において準用する前条」と、第百四十四条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第十二章 就労継続支援 A 型

第一節 基本方針

第百八十五条 規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援 A 型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援 A 型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百八十六条 指定就労継続支援 A 型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援 A 型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援 A 型事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

- イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、一以上とする。
- ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、一以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

- イ 利用者の数が六十以下 一以上

- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第一百八十七条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第一百八十八条 指定就労継続支援 A 型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第一百八十九条 指定就労継続支援 A 型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援 A 型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第一百九十条 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援 A 型事業者(多機能型により第一百九十八条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を一体的に行う者を除く。)は、規則第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援 A 型を提供することができる。

(就労)

第一百九十二条 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第一百九十三条 指定就労継続支援 A 型事業者は、第百九十条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、第百九十条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収

入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第一百九十三条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が第百九十七条において準用する第五十八条の就労継続支援 A 型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(平一九厚労令四三・一部改正)

(求職活動の支援等の実施)

第一百九十四条 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(平一九厚労令四三・一部改正)

(職場への定着のための支援等の実施)

第一百九十五条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第一百九十六条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十一人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第一百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十六条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条、第百五十九条及び第百六十条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百九十七条

において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百九十七条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百九十七条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第二百九十七条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第十三章 就労継続支援 B 型

第一節 基本方針

第二百九十八条 規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援 B 型(以下「就労継続支援 B 型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援 B 型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(準用)

第二百九十九条 第五十一条、第七十九条及び第二百八十六条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第二百条 第二百八十八条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第二百一条 指定就労継続支援 B 型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援 B 型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。
- 3 指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定就労継続支援 B 型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

(準用)

第二百二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十六条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第二百六条、第二百五十九条、第二百六十条、及び第二百九十三条から第二百九十五条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二条において準用す

る第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第百九十三条第一項中「第百九十七条」とあるのは「第二百二条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第二百三条 就労継続支援 B 型に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当就労継続支援 B 型」という。)の事業を行う者(以下「基準該当就労継続支援 B 型事業者」という。)は、社会福祉法第二条第七号に掲げる授産施設又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。)ごとに、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設及び運営に関する最低基準(昭和四十一年厚生省令第十八号。以下この条において「最低基準」という。)第二十五条に掲げる職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。
- 3 基準該当就労継続支援 B 型事業所は、最低基準に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

第二百四条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 基準該当就労継続支援 B 型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要な事項

(工賃の支払)

第二百五条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むこ

とを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第二百六条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十八条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十一条、第九十二条、第百六条、第百五十九条(第一項を除く。)、第百六十条、第百九十三条から第百九十五条まで及び第百九十八条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第百五十九条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百六条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、第百九十三条第一項中「第百九十七条」とあるのは「第二百六条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第十四章 共同生活援助

第一節 基本方針

第二百七条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居(法第五条第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。)において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百八条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
イ 利用者の数が三十以下 一以上
ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従

事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第二百九条 第百三十九条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第二百十条 第百四十条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(家事等)

第二百十一条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

第二百十二条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条、第一百六条、第一百四十五条から第百四十六条まで、第百四十八条、第百四十九条及び第百五十一条から第百五十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する第百四十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三条において準用する第百四十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百十三条规定において準用する第百四十三条第二項」と、第五十九条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条规定において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条规定において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条规定において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百十三条规定において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百十三条规定」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条规定において準用する第百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項協力歯科医療機関」と、第一百四十五条第一項及び第百四十六条第一項中「第百五十四条」とあるのは「第二百十三条规定」と、第一百四十六条第一項第三号及び第百四十八条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

第十五章 多機能型に関する特例

(利用定員に関する特例)

- 第二百十四条 多機能型による指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童デイサービス事業所」という。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(指定宿泊型自立訓練に係るものを除く。)の合計が二十人以上である場合は、多機能型指定児童デイサービス事業所の利用定員を、五人以上とすることができる。
- 2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、前項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

(従業者の員数等に関する特例)

- 第二百十五条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第九十七条第三項、第一百五十六条第六項及び第七項、第一百六十六条第六項、第一百七十五条第四項及び第五項並びに第一百八十六条第四項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 多機能型事業所(多機能型指定児童デイサービス事業所を除く。以下この条において同じ。)は、第七十八条第一項第三号及び第七項、第一百五十六条第一項第二号及び第八項、第一百六十六条第一項第三号及び第七項、第一百七十五条第一項第三号及び第六項並びに第一百八十六条第一項第二号及び第五項(これらの規定を第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備の特例)

- 第二百十六条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第十六章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

- 第二百十七条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。)及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第一百三十八条第一項第一号及び第三号並びに第二百八条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、イ又はロに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

- イ 利用者の数の合計が三十以下 一以上
- ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第二百十八条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第二百四十条(第二百十条において準用する場合を含む。)及び第二百五十二条(第二百十三条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(旧法施設支援等に関する経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二条第十一号中「指定障害福祉サービス等」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援(法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下同じ。)」と、「法第二十九条第三項」とあるのは「法第二十九条第三項又は法附則第二十一条第二項若しくは法附則第二十二条第四項」と、第二十二条中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、「含む。」とあるのは「含む。」又は法附則第二十一条第二項若しくは法附則第二十二条第四項」と、「指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設(法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)」と、第五十五条及び第二百四十四条中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、「指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設」と、第二百十五条第三項第一号本文中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所、特定旧法指定施設(通所によるものに限り、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営することができる」とされた法附則第五十二条による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)を含む。)と、第二百十五条第三項第一号イ中「指定共同生活援助」とあるのは「指定共同生活援助、特定旧法指定施設支援(通所によるものに限り、指定知的障害者通勤寮を含む。)」第二百三十二条第一項中「就労継続支援」とあるのは「就労継続支援並びに法附則第二十条に規定する旧法施設支援(通所によるものに限る。)」と、「又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)」とあるのは「、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号)による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号)若しくは廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号)」とする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

(指定療養介護事業所に置くべき従業員の員数に関する経過措置)

第三条 平成二十四年三月三十一日までの間、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に存する指定医療機関(児童福祉法第七条第六項又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第四項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)については、第五十条第一項第三号の基準を満たすための人員配置計画を作成した場合は、指定療養介護事業所に置くべき生活支援員の員数は、同号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、指定療養介護の単位ごとに、利用者の数を六で除した数以上とする。この場合において、看護職員(看護師若しくは准看護師又は看護補助者をいう。以下この条において同じ。)が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、

置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

- 2 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、厚生労働大臣が定める者に対し指定療養介護を提供する指定療養介護事業所については、第五十条第一項第三号中「利用者の数を四で除した数以上」とあるのは、「利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の数を四で除した数及び厚生労働大臣が定める者の数を六で除した数を合計した数以上」とする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

- 一 次のイからハまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

- 二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の前項の利用者の数は、推定数による。

(指定児童デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等に関する経過措置)

第五条 施行日において現に存する指定児童デイサービス事業所(以下「旧指定児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数については、第九十七条の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号。以下「旧指定基準」という。)第五十六条に定める基準によることができる。

- 2 旧指定児童デイサービス事業所については、当分の間、第百条の規定は適用しない。
- 3 旧指定児童デイサービス事業所については、第百七条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第六十二条及び第六十三条に定める基準によることができる。

(基準該当児童デイサービス事業所に置くべき従業員及びその員数等に関する経過措置)

第六条 施行日において現に存する基準該当児童デイサービス事業所(以下「旧基準該当児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数については、第百八条の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第七十条に定める基準によることができる。

- 2 旧基準該当児童デイサービス事業所については、当分の間、第百十条の規定は適用しない。
- 3 旧基準該当児童デイサービス事業所については、第百十一条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第七十三条において準用する第六十二条及び第六十三条に定める基準によることができる。

(地域移行型ホームの特例)

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第百四十条第一項(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居(法第五条第十項又は第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

- 一 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)における指定共同生活介護又は指定共同生活援助(以下「指定共同生活介護等」という。)の量が事業を開始する時点において、法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活介護等の必要な量に満たない都道府県又は区域

内において事業を行うものであること。

- 二 当該入所施設の入所定員又は病院の精神病床の減少を伴うものであること。ただし、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム(附則第十九条において「旧精神障害者福祉ホーム」という。)を共同生活住居とする場合においてはこの限りでない。
- 2 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において現に前項の規定により指定共同生活介護の事業等を行っている者については、第百四十条第一項(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、同号に掲げる規定の施行の日以降においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。
- 3 第一項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所(以下「地域移行型ホーム」という。)における指定共同生活介護の事業等について第百四十条第二項から第六項まで(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第百四十条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間)

第八条 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活介護等を提供してはならない。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針)

第九条 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)

第十条 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第百五十四条又は第二百十三条において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

第十一条 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第十二条 指定共同生活援助事業者(施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第百四十条第一項(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例)

第十三条 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成二十四年三月三十一日までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。)には、第百三十八条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

- 一 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること
- 二 生活支援員を置くことが困難であること

(平一九厚労令四四・平二一厚労令五六・一部改正)

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例)

第十四条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第百五十四条において準用する第五十八条及び第百四十七条第三項の規定は適用しない。

- 2 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第百五十四条において準用する第六十六条に掲げる業務のほか、第百四十六条各号に掲げる業務を行うものとする。

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)

第十五条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。)については、平成二十四年三月三十一日までの間、第二百八条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。

- 2 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第二百十三条において準用する第五十八条の規定は適用しない。
- 3 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第二百十三条において準用する第六十六条に掲げる業務のほか、第二百十三条において準用する第百四十六条各号に掲げる業務を行うものとする。

(平一九厚労令四四・平二一厚労令五六・一部改正)

(準用)

第十六条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第十六章の規定を準用する。

(指定共同生活介護事業所等に置くべき従業者に関する特例)

第十七条 平成二十一年三月三十一日までの間、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所(次項において「指定共同生活介護事業所等」という。)における共同生活住居の入居定員の合計(一体型指定共同生活介護事業所又は一体型指定共同生活援助事業所にあっては、これらの事業所の入居定員の合計)が九人以下の場合は、第百三十八条第一項第三号及び第二百八条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。

- 2 前項の場合において、指定共同生活介護事業所等の管理者は、第百五十四条及び第二百十三条において準用する第六十六条に規定する業務のほか、第百五十四条及び第二百十三条において準用する第五十八条に規定する業務並びに第百四十六条各号(第二百十三条において準用する場合を含む。)に掲げる業務を行うものとする。

(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

第十八条 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第百四十条第五項及び第六項(これらの規定を第二百十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、旧指定基準第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十八条の二 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

- 一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること
- 二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること

3 前二項の場合において、第百三十八条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。

(平一九厚労令四四・追加、平二〇厚労令八二・平二一厚労令五六・一部改正)

(施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

第十九条 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第百四十四条(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第百四十条第五項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人以下」とし、同条第六項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

第二十条 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。)第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)第二条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。)指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第百六十八条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。)については

「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同号文中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

- 2 ただし、旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第百六十八条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号文中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(平二一厚労令五六・一部改正)

(指定就労継続支援 A 型に関する経過措置)

第二十一条 施行日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第三十一条に規定する身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。)のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定就労継続支援 A 型を行う場合については、第百九十六条の基準を満たすための計画を提出したときには、当分の間、同条の規定は適用しない。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

第二十二条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援 A 型の事業又は指定就労継続支援 B 型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五十二条第一項、第八十一条第一項(第百五十八条及び第百七十九条において準用する場合を含む。)、第百六十八条第一項又は第百八十八条第一項(第二百条において準用する場合を含む。)に規定する多目的室を設けないことができる。

(平二一厚労令五六・一部改正)

(従たる事業所に関する経過措置)

第二十三条 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援 A 型の事業又は指定就労継続支援 B 型の事業を行う場合において、施行日において現に存する分場(整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)第五十一条第一項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第六条第一項及び第四十七条の十第一項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、第七十九条第二項(第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九十九

条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四四号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第八二号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(単独型事業所に置くべき生活支援員の員数に関する経過措置)

第二条 平成二十一年三月三十一日において現に存する第百十五条第三項に規定する単独型事業所に相当する指定短期入所事業所については、この省令による改正後の第百十五条第三項の規定は、平成二十四年三月三十一日までの間、適用しない。